

消費者運動ニュース No.1183 2023年5月25日

CYCLE

発行所 全大阪消費者団体連絡会
 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目1番19-430
 TEL.06-6941-3745 FAX.06-6941-5699
 https://hb8.seikyone.jp/home/o-shoudenren/
 発行人 全大阪消費者団体連絡会
 印刷 株式会社 耕文社
 個人購読料 年間5,000円(送料込み・消費税別)
 購読料送金先(口座名・全大阪消費者団体連絡会)
 郵便振替口座 00900-9-8320
 三井住友銀行天海橋支店 普通預金口座 0969062
 近畿労働金庫大阪中央支店 普通預金口座 1161622

KC's初の被害回復訴訟、全国5件目

消費者支援機構関西(略称KC's)が、4月5日、「株式会社スターリーナイトカンパニー」に対する被害回復訴訟を大阪地方裁判所に提起した。

訴状によると、同社は2021年12月17日から19日の3日間、住之江公園の球技広場・野球場で「Lantern Night～空飛ぶクリスマスツリー～2021」とのイベントを企画し、大人チケット4,500円、子どもチケット2,500円などで販売。このうち17日と19日のイベントを、強風を理由に中止したが、チケット規約を根拠として返金を一切拒否したため、各地の消費生活センターに対して52件の苦情・相談が寄せられた。

KC'sはこの件につき、同社にイベントの中止の理由や返金予定の有無について問い合わせを行ったが回答がなかった。その後、チケット代金の自発的な返金対応を求めるとともに、返金がなければ訴訟提起の可能性がある旨の申入書を送付したが、一切回答がなかったため、提訴に至った。

KC'sの主張は以下の通り。

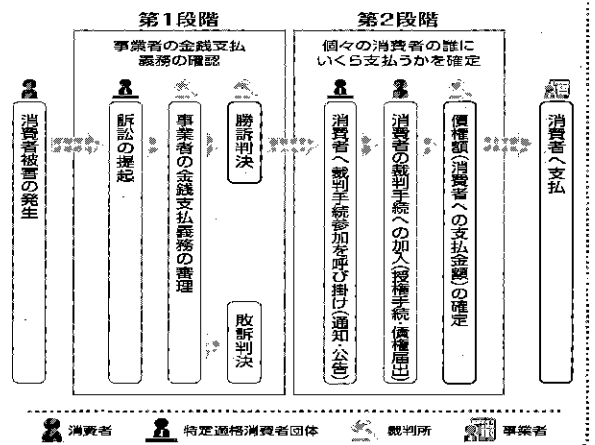
- ・本件中止イベント当日は、特に台風等の悪天候ということもなく、開催が客観的に不可能になるような強風があった事実は確認できない。
- ・仮に強風という不可抗力による中止だったとしても、同社のチケット規約によれば、事業者である被告はイベントの開催の有無にかかわらず常に収益を確保することができ、一切のリスクを負わないのに対し、情報の質及び量並びに交渉力において劣る消費者が一切の返金を受けられず、中止によるリスクを全面的に押しつけられることになることは信義則に反し、消費者の利益を一方向的に害する。

全国5件目の共通義務確認訴訟

この訴訟は、多数の消費者に共通して生じた財産

被害回復の流れ(2段階型の訴訟制度)

特定適格消費者団体が、事業者の金銭支払義務の確認を求めて訴訟を提起(第1段階)し、事業者の支払義務が確定した後、被害を受けた個々の消費者の債権額(返金額)の確定(第2段階)が行われます。



*消費者庁パンフレット「守ります。あなたの財産 消費者団体訴訟制度」より

的被害について、内閣総理大臣が適格性を有すると認定した特定適格消費者団体が被害者に代わって訴訟を行い、集団的な被害の回復を求めることができる制度により提起された共通義務確認訴訟(上図の「第1段階」部分)。KC'sでは初めて、全国では東京(3件)と埼玉に続く5件目となる。

共通義務確認訴訟で特定適格消費者団体が勝訴すれば、事業者の支払義務が確定する。被害を受けた消費者には、上図「第2段階」部分への参加が呼びかけられ、参加した個々の消費者への債権額(返金額)の確定が行われる。

訴訟の経過はKC'sのウェブサイト(<http://www.kc-s.or.jp/>)に掲載されている。ご注目いただきたい。

主な内容	KC's初の被害回復訴訟	1
	第9回プラスチックごみを考える学習会	2~3
	家庭のプラごみ調べ2022報告	4~7
	IPCCの知見に基づき温暖化対策加速を	8~9
	透明性の高いタクシー運賃改定を	10~11
	ニュースピックアップ	12